

第14回

学校教育審議会会議録

交野市教育委員会

1. 開 会 令和3年2月25日（金）午後5時45分
2. 閉 会 令和3年2月25日（金）午後7時00分
3. 出席委員 富田 明德会長・巽 憲次郎副会長・中山 尚美委員・市岡 伊佐男委員・高寿 育委員・大塚 弘治委員・野地岡 裕之委員・清水 崇之委員・楠田 昌弘委員・駒路 和美委員・中原 祥行委員・藤丸 一郎委員・九門 りり子委員・中西 隆清委員・山口 五十一委員
4. 事務局 大湾 喜久男教育次長兼教育総務室長・和久田 寿樹学校教育部長・足立 多恵学校教育部長・竹田 和之生涯学習推進部長・西井 大介教育総務室長代理・今井 靖志学校教育部次長・仁木 裕美まなび未来課長
5. 案件事項 1. 交野市立第三中学校区及び交野市立第四中学校区の学校適正配置について
2. その他
6. 議事内容
- 会長 みなさまこんにちは。ただ今から、第14回交野市学校教育審議会を開催いたします。
次第に従いまして、議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。
まず、議事に入ります前に、事務局に、本日の委員の出席状況を報告させていただきます。
- 事務局 本日の審議会の委員の出席状況をご報告いたします。
本日の出席委員は16名中、15名の委員に出席していただいておりますので、交野市学校教育審議会条例第7条第2項の規定により、半数以上の出席がありますことから、本会議が成立していることをご報告いたします。
- 会長 次に、本日のこの会議でございますが、交野市会議の公開に関する指針に基づき、公開にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。
- 委員 異議なし
- 会長 異議がないようですので、公開にしたいと思っております。

事務局、傍聴希望者はおられますでしょうか。

事務局 2名おられます。

会長 本日、2名の傍聴希望がございますので、許可したいと思います。
事務局、準備をお願いします。

それでは、案件(1)「交野市立第三中学校区及び交野市立第四中学校区の学校適正配置の方向性について」に移りたいと思います。

前回の審議会では、第三中学校区及び第四中学校区の学校適正配置について、それぞれの校区で考えられる配置案をご確認いただき、各配置案のメリットやデメリットを比較しながら、配置案の絞り込みを行いました。

第三中学校区につきましては、第三中学校敷地横の池の話もありましたが、理想形としては池の埋め立て地も活用しながらの小中学校統合案(11)というところまでは、皆様の確認が取れているものと思います。ただ、小中学校統合案(11)はすぐに実施できるものではなく、この学校配置になるまでに時間がかかることを考えると、それまでの間に、学校規模や施設老朽化の課題に対応するための途中の配置案が必要ではないか、ということで、前回の審議会事務局に案の作成をお願いしていました。

また、第四中学校区についても、前回の審議会が残った配置案をもって、事務局に案の作成をお願いしていたところです。

そこで、本日は、まず事務局から前回の振り返りも含めて説明を受けてから、引き続き第三中学校区、第四中学校区の審議を行いたいと思います。

なお、本日は、第四中学校区の審議をはじめに行い、そのあとで第三中学校区の審議をしていきたいと考えておりますので皆様、よろしくをお願いいたします。

それでは、事務局説明をお願いします。

事務局 はい。本日の資料「第四中学校区の適正配置案(概要)」をご覧ください。

右上に「R3.02.25」と記載の、配置案の一部に赤で「×」がついている資料です。資料に記載の赤の「×」は前回の審議会では除外された配置案です。

はじめに、前回の審議会では、委員の皆様からいただいたご意見の紹介と、除外された配置案の確認をさせていただきます。

前回の審議会では、通学距離についてのご意見が2点ありました。

1点目は、通学距離が3kmというのは無理があるとのことのご意見でし

た。これに該当するのは、資料左側にあります学校統合案（10）（11）で、これらの配置案はいずれも、岩船小学校と藤が尾小学校を統合する配置案ですが、統合後の学校を、岩船小学校敷地に設置しても、藤が尾小学校敷地に設置しても、どちらも通学距離が最長で約 3km になるということで、前回の審議会では除外されています。

また、岩船小学校と私市小学校を統合して、私市小学校敷地に新しい学校を設置する配置案についても、通学距離が最長で 2.9km になるため、望ましいとは考えにくいということで除外されています。これに該当する配置案は、資料左側にあります学校統合案（9）と資料右側に記載の校区変更案（3）（6）となっています。

通学距離以外のご意見では、藤が尾小学校を含む学校統合は、規模が大きくなりすぎる、とのご意見がありました。これに該当するのは、資料の真ん中付近に記載しております、3つの小学校を統合する配置案、学校統合案（12）（13）（14）と、資料左下に記載の第四中学校区の小中学校すべてを統合して、第四中学校敷地に新しい学校を設置する小中学校統合案（4）の合計4つの配置案です。これらの配置案も、前回の審議会では除外された配置案となっています。

また、学校敷地に関するご意見では、資料右下の校区変更案（5）について、2小1中が統合することを考えると、岩船小学校敷地は狭いのではないかとのご意見があり、これも除外された配置案となっています。

前回の審議会では、ただ今ご紹介しましたようなご意見をもとに配置案の絞り込みを行っていただきました。その結果、現在残っている配置案は、赤の「×」がついていない学校統合案（8）、小中学校統合案（3）、校区変更案（1）（2）（4）の6案となっています。

学校統合案（8）は、岩船小学校と私市小学校を統合して、統合後の学校は、岩船小学校敷地に設置する配置案で、通学距離は最長で 2km 程度となる見込みです。この配置案は、比較的わかりやすい配置案かと思いますが、それ以外の小中学校統合案（3）と校区変更案については、少しわかりにくい部分もあるかと思いますが、あらためて少しご説明させていただきます。

まず、藤が尾小学校区を新しい中学校区とする配置案が、資料の右側に記載の校区変更案となっています。藤が尾小学校と第四中学校の間の紫の破線は、藤が尾小学校区が第四中学校区とは別の中学校区になることを意味しています。この校区変更案の中では、現在、校区変更案（1）（2）（4）が残っています。

藤が尾小学校区を新しい中学校区としつつ、第四中学校区の学校配置は現状のまま維持する配置案が校区変更案（1）、岩船小学校と私市小学校を、岩船小学校敷地にて統合する配置案が校区変更案（2）、

岩船小学校、私市小学校、第四中学校を第四中学校敷地にて統合する配置案が校区変更案（４）となっています。

ただし、校区変更案では、現在一つの中学校区を二つの中学校区に分けることになるため、将来、どちらの中学校区においても、中学校が小規模化する見込みとなっていることがデメリットとなっています。

続いて、資料左下に記載の小中学校統合案（３）をご覧ください。こちらは、概要図で見ると、先ほど説明しました校区変更案（４）とよく似た配置案となっていますが、中身は全く異なる配置案です。小中学校統合案（３）は、校区変更案と違い、紫の破線がありません。これは今後も藤が尾小学校が、第四中学校区の小学校として残ることを意味しており、そのうえで、岩船小学校、私市小学校、第四中学校の2小1中を、第四中学校敷地にて統合する配置案です。この配置案では、藤が尾小学校以外の学校は、小中一貫教育実践校になるものの、藤が尾小学校は小学校のまま維持されていることから、藤が尾小学校の卒業生は、中学校から第四中学校敷地の小中一貫教育実践校の中学校部分に進学することになります。

なお、第四中学校区では、前回ご報告させていただきましたとおり、今後の住宅開発の動向によっては、岩船小学校区が将来も適正な規模のまま推移することも考えられるため、岩船小学校が小規模化する場合と、しない場合の2パターンにわけて、将来どちらの場合になっても、対応できるようなかたちでご審議いただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

第四中学校区の学校適正配置についての説明は以上です。

会長

ありがとうございました。前回の審議では、通学距離についての話がありました。それから、藤が尾小学校を統合すると、学校規模が大きくなりすぎて困難だという判断から、除外しています。それから、小中学校が統合するには狭いという案も除外いたしました。

かなりいろんな案を検討してきたんですけども、今残っているのは、5案になっているということです。この中から、子どもたちにとって、地域にとって一番いい案はどれかということを検討していきましょう、ということです。

今の説明があって、違いがいくつか見えてきました。校区変更案は、藤が尾小学校を切り離して別の小中一貫校をつくって、中学校区を離していくというものです。そうではなくて、小中学校統合案は、一部の小学校だけが中学校とひとつになるというものです。このあたりは、みなさんいかがでしょうか。

委員 校区変更案で、もし藤が尾小学校が中学校区としても独立した場合、生徒数が減ってくるのはだいたいどのぐらいでしょうか。資料で見ていると、令和 19 年度ぐらいでしょうか。

事務局 今おっしゃっているのは、藤が尾小学校が独立した場合の中学校のことでしょうか。

会長 できればどちらも。少しずれがありますので。

事務局 どちらかという、第四中学校区では中学校部分の生徒数の方が早く減少します。9学級を維持できる最低の生徒数が 240 人程度かと思込んでいますけれども、藤が尾小学校が独立した場合の第四中学校区の生徒数が9学級を維持できなくなるのが令和 21 年度です。それまでは、ほぼ9学級かな、という推移になります。藤が尾小学校が独立して小中一貫校になった場合の中学校部分は、今のところは増えていって、9学級以下になるのはだいぶ先にはなるかと思えます。推計としては出ないぐらいです。

会長 第四中学校区の方が割と減ってくるんですね。切り分けたために、向こうは増えてきて。

委員 建てたはいいけれども、あまり長いこと使わないということはコスト的にも意味ないと思ってるんですけども、それは将来的に藤が尾小学校が仮に第五小・中学校とした場合、第四中学校の生徒数が減ってきた場合、おそらく第五中学校もピークを過ぎれば減ってくるわけですよ。そちらに統合することも将来的には考えているのでしょうか。建てた後です。将来的に、お互いに生徒数が減ってきたときに、統合してしまうのか。今はまだ統合するのは人数が多いので無理だという話で、分けたらどうか、という話もあるかと思うんですけども、それを将来的に統合してしまうということなのか、それともそこまで考えていないのか。生徒数が少ないまま2中学校を継続して運営するのか、学校を増やした後はどうするつもりなのか。

会長 そのへんはここで考えていく事になるかと思うんですけども、それだったら無理して切り分けなくてもいいんじゃないかという趣旨ではないかと思うんですけども。

委員 前回の話で、岩船小学校区に宅地開発が計画されているとか、他に宅地が開発されるとしたら、フレンドマートの裏の田んぼも残ってい

るので、もしかしたらそこも宅地開発されるのか、と考えたときに、今から十数年後に、その時にもまた宅地が増えているのであれば、分けててもいいのかな、とも。岩船小学校区の方で増えると岩船小学校の児童も増えるので、第四中学校も増えるのかな、と。宅地の開発もある程度加味して計画した方がいいのかな、ということも生徒数のところを見て思いました。

会長 宅地開発に左右されてくるということですね。

委員 統合しても宅地開発であふれてしまって、ということになるなら、ある程度予測される宅地開発も考えておいた方が。1、2年でできるような話ではないので、10年、20年先の話にはなってくるので、そのへんのことも加味出来ればいいのか、と思います。

委員 小中学校統合案（3）で藤が尾小学校だけを小学校として残して、岩船小学校と私市小学校を第四中学校と一緒にするというのは、中学校の3年間だけそこに移動するのはかわいそうかな、と。子どもたちが中学校に行くのに、それこそ中一ギャップではないですけども、みんなが6年間でできあがってしまっている中に入っていくのは、やっぱりいじめ問題が出てきたり、絶対に何かしらあるのではないかと。途中から、中学校だけそっち、というのは難しいんじゃないかな、と思うんです。

委員 私も、やはり子どもを中心に考えますと、やはり小中学校統合案（3）というのは藤が尾小学校の子がかわいそうかな、と思います。先ほどの委員の話にもありましたけれども、令和21年度くらいから小規模化することがわかっているなら、校区変更するのはやっぱり無駄かな、と思うんですけれども。ただ、学校統合していくのもだいぶ先の話かな、と思うので、校区変更案と学校統合案（8）は置いているんですけども、両方で残しておきながら、今後の動向を見ていくということが大事かな、と思うんです。わけてしまうよりも、ある程度どちらの可能性も残しておく方がいいかな、と思います。

会長 小中学校統合案（3）は難しいという話が出ているんですけども。藤が尾小学校だけが残っているのは。そうすると、みなさんのご意見から、除外するというところでよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

会長 次に、学校統合案（８）と校区変更案（１）（２）（４）が残っているんですけども、校区変更案は分けて、かつ小規模化するリスクがあるという話でした。ある程度お金も投入していかないといけないだろうと思いますけれども、このまま生かしておいておく方法と、そもそも第四中学校区の一歩の課題というのは、岩船小学校の小規模化ということだったんです。２つの中学校区に分けて藤が尾小学校を独立させて小中一貫校にするという案が審議の場でかなり話が出ていたんですけども。

学校統合案（８）は無理の少ない案ですね。岩船小学校区に住宅開発があって、一定の規模が保たれていれば、無理に統合しなくてもいいかもしれませんね。校区変更案を残しておこうということか、この案の方がいいよね、など、審議会としてどちらを中心に考えるか、というようなことでご意見をいただければ。

委員 これは順番に第一中学校区から第三中学校区と第四中学校区に手をつけていくとしたら、だいたいどのくらいからなるんでしょうか。

私は、校区変更案で分けてもまた統合というようなことになって、またコストの面でも無駄になるようであれば、例えば学校統合案（８）と校区変更案（２）がまだ余裕を持っていけるのであれば、第一段階として、岩船小学校が小規模化することが考えられるのなら、そこまではしておいて、今後どちらにするかということを考えていくなど、時間があるならそれも一つなのかな、と思ったりするんですけども。

完全に校区変更案（４）にしてしまうと、小中学校統合案（３）と結果的に同じになってしまうので、時間的に猶予がまだあるなら、そこまで止めてしまうのも一つの方法かな、と思います。

会長 あんまり時間がない、というようなことではないと思うんですけども。

委員 順番としてどうなのか。

事務局 第四中学校区の課題が、岩船小学校の小規模化ということなので、岩船小学校が小規模化していくと予想されるのが、令和 16 年度くらいからです。単学級のある学年が出てきて少しずつ増えていくというふうになっています。

会長 前回の審議会では、新たな住宅開発も可能性があるという話があって、そうすると、さらに後ろに延びていくということですね。

事務局 その人口推計は今のところ予測できていないですが、岩船小学校が小規模化する始まりなので。

委員 その頃に岩船小学校と私市小学校を、仮に学校統合案（８）でその頃に統合していて、新しい学校になっているというイメージでしょうか。

事務局 第一中学校区区るときは、長宝寺小学校がすでに小規模になっているので、決まったらすぐに進めていきましょう、ということだったんですけども、あくまでも今は想定として、今後小規模化していきだろうな、と。その場合にはどうするか、という考え方をさせていただいたかと思うので、一定ここでそういう方向が出たとしても、児童生徒数を見ながら、具体的にどのタイミングで進めるかということを決める時期は出てくるかと思います。

委員 まだ第四中学校区に関しては、若干猶予はあるということですね。

事務局 今決めてすぐ進めるということではないです。

会長 今の話でいくと、これ、というふうに決める必要はなさそうで、人口動態などももう少し見ていかないと結論が出せないということがあるんですね。

小中学校統合案（３）は除外されたけれども、校区変更案の３案は懸念材料があって、さらに小規模化する可能性があるということですね。

委員 ある程度藤が尾小学校は星田北地域から受け入れをしないといけないから、学校を大きくするというか、学校を大幅に改修する必要はあるんでしょうか。

事務局 大幅にはないと思います。今も放課後児童会は校舎の中に入っていますので、他の学校と同様に校舎外になったりすると、そこは普通教室に、ということになって、普通教室がどれだけ増えるのかによっては、仮設校舎とするのか、増設にするのかというような検討は必要かと思いますが。

委員 星田北地域が入ってもですか。

事務局 今の推計が基本的に校区内で最大で増えて一気に減っていくという

ようなもので、これがどこまで推計をしていけるかということも見据えながら校舎配置も考えていかないといけないかと思います。

会長

そうしますと、今課題なのは岩船小学校の小規模化なので、もし岩船小学校が小規模化しなかったら現状のままでいくということで、みなさんよろしいでしょうか。小規模化するならどの案か、といったときに、いろいろあるけれども、一番対応しやすいのはおそらく学校統合案（８）なんですね。その時になったら学校統合ができるような。ただ、児童生徒数の状況とか、ひょっとしたら新しい学校をつくるのが本当にいいのか、というような。20年後くらいの話にはなってますけれども、そうするとこういう案も全くないことはないかと思えますけれども。委員がおっしゃるように、コスト的にも柔軟に一番対応できるということはあるかもしれないですね。

このようなまとめでよろしいでしょうか。この案、というふうに決められないところがありますので。最有力なのは現状の学校配置で、児童数が減少しなければそのまま、という。小中一貫教育は必ずしも統合しなければできないというものではありませんので。

施設としては現状維持、岩船小学校が小規模化してきたら学校統合を検討する、というのが第一ですね。さらに、藤が尾小学校が、第四中学校が増加してくるような可能性があるなら、再考することはありますけれども。そういう感じでしょうか。

委員

学校統合案（８）は統合すると、最大で児童数は500人くらいになるんですよ。だいぶ減った状態で統合するならそんなにならないと思うんですけども、タイミングによるんだと思いますけれども、すぐに11学級になった状態で統合するのは。

副会長

岩船小学校が小規模化してきたら、学校統合案（８）が望ましいということですよ。

会長

学校統合案（８）によって課題が解決するということになるんですよ。

副会長

そういう選択肢がある、ということでもいいんじゃないでしょうか。

事務局

単学級があらわれるというのは、まず11学級になって、そのタイミングで私市小学校と岩船小学校を統合すると500人を少し上回るということですよ。それが、長宝寺小学校のように6学級になって今後も12学級に回復する見込みがないということになってから適正

配置をすすめていくのか、というところは今後タイミングとして検討しないとイケないですし、それは施設の老朽化ともあわせて、この学校が例えば10年先には移転するけれども建替えるようなことはないと思いますので、老朽化ともセットにしてどういうタイミングで課題の解消を図っていくかということです。

会長

基本は学校統合案（8）で様子を見ていかないとイケない、ということもありますので、これを中心に考えていくというところで。理想はこれがいいのではないか、ということでした。

続いて第三中学校区の審議に入りますので、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

はい。本日の資料「第三中学校区の適正配置案（概要）」をご覧ください。

資料の見方は先ほどの、第四中学校区の概要資料と同じで、赤の「×」が記載されている配置案は前回の審議会で、除外されたものです。

はじめに、前回の審議会で、委員の皆様からいただいたご意見の紹介と、除外された配置案の確認をさせていただきます。前回の審議会では、敷地面積に関するご意見で、敷地の狭さを考えると、星田小学校敷地での統合は難しいだろう、とのご意見がありました。これに該当するのは、資料左側の学校統合案（20）（22）と資料真ん中の学校統合案（26）、資料右側の小中学校統合案（12）となっています。また、星田山手地域や妙見坂地域の土地の高低差と通学距離を考えると、妙見坂小学校と旭小学校を統合し、妙見坂小学校敷地または旭小学校敷地に新しい学校を設置するような配置案は難しいだろうとのご意見がありました。これについては、資料真ん中の学校統合案（27）（28）、資料右下の小中学校統合案（13）が望ましくないということでご確認いただいておりますが、同じ条件の配置案として、資料左下の学校統合案（24）（25）、資料右下の小中学校統合案（14）がありますので、こちらは細い赤の「×」をつけさせていただきました。

また、第三中学校区の学校適正配置としては、3小1中を統合し、現在の第三中学校敷地に新しい学校を設置する小中学校統合案（11）が、最終形として望ましいが、そのような配置になるまでに、当面の課題を解消しながら到達できるような途中段階としての配置案についても、考えていく必要があるのではないかとのご意見をいただいております。

また、小中学校統合案（11）については、第三中学校敷地の横の池の埋め立て地を活用すべきとのご意見を多数いただいております。

そのほか、資料上部に記載の現在の3小を2小とする配置案につい

でも、難しいのではないかとこのことでご意見をいただいております。

前回の審議会では、以上のようなご意見を委員の皆様からいただいております。第三中学校区における望ましい学校適正配置案としては、小中学校統合案（11）ではないかということで取りまとめをいただいております。

しかしながら、前回の審議会では会長からもお話がありましたとおり、小中学校統合案（11）を最終形とした場合に、当面の課題を解消しながら到達できるような途中段階としての配置案についても考える必要があるとのことでしたので、本日は、当面の課題等について整理し、小中学校統合案（11）のような学校配置に至る前の考えられる配置案について、ご説明させていただきます。

まず、小中学校統合案（11）ですが、スライドに記載の配置案となっており、第三中学校区の3小1中を統合することで、将来にわたって適正な学校規模を維持していくことのできる配置案となっております。しかしながら、この配置案は、早期に統合した場合、統合後の小学校が適正な学校規模を上回る見込みとなるというデメリットがあります。

それでは、統合後も適正な学校規模となるような時期はいつなのか、ということですが、参考資料 21 に記載の児童生徒数推計時点では、最短で令和 12 年度、また、統合校全体で、1,000 人を下回る規模になるのは令和 18 年度と見込んでおります。したがって、統合校が適正な学校規模になるのは、概ね 15 年程度先になるのではないかと見込んでおります。

次に、統合校が適正規模になると見込まれるまでの、この先 15 年程度の当面の課題について、ご説明させていただきます。当面の課題としては、学校規模の課題と、学校施設の課題の2つの課題があると考えております。

まずは、学校規模の課題についてご説明いたします。スライドは参考資料 21 の2枚目の学級数に関する部分を抜粋したものです。第三中学校区の各学校の規模ですが、現在はすべての学校が適正な学校規模となっており、第三中学校については、今後も適正な学校規模で推移する見込みとなっております。しかしながら、小学校では、将来小規模化が見込まれています。具体的には、令和 12 年度頃までは、各校 11～13 学級で推移すると見込まれますが、令和 13 年度以降は、各校で1学年1学級となる学年がだんだん増加し、小規模化が進行していくと見込んでおります。

これは、逆に考えますと、統合後の学校が適正な学校規模になるタイミングというのは、各校で1学年1学級となる学年が複数表れ始めるような時期になるということであり、統合までの間、3小を維持す

る場合、統合校が適正規模となるためには、いずれかの小学校が小規模になってから、ということになります。

次に、学校施設の課題です。第三中学校区で、小中学校統合案（11）のように3小1中が統合可能となるのは、先ほども説明しましたとおり、今から15年程度先の令和18年度前後と見込まれるため、この先15年程度で、学校施設はどうなるのかがポイントになります。スライドは参考資料21の3枚目の学校施設に関する部分を抜粋したものです。第三中学校区の学校施設についての大きな課題としては、これまでもご説明してきましたとおり、令和2年3月時点で星田小学校の校舎が築後58年を経過しており、老朽化が進行していることです。

また、星田小学校の校舎については、学校施設等管理計画策定時点における建物の健全度評価においても、100点満点中で、44点と低い点数になっていることから、この先15年程度の使用を考えた場合には、必要な期間、施設を安全に使用するための大規模又は中規模など何らかの改修が必要になると考えられます。また、星田小学校以外の学校についても、今後施設の劣化等がみられた場合には、必要な施設改修を実施していく必要があると考えられます。

ただいま説明しました、内容をまとめます。学校規模については、2点あります。1点目は、3小1中の統合校の学校規模についてで、統合後の学校が適正な学校規模となるような時期としては、現時点では今から約15年後の令和18年度頃と見込まれることです。

2点目は、3小1中の統合を実施するまで、3小を維持する場合には、統合前の数年間は、いずれかの学校で1学年1学級となる学年が複数であるような、小規模の状態になる可能性が高いということです。

次に、学校施設ですが、第三中学校区の学校施設については、星田小学校で特に老朽化が進んでおり、今後15年程度の使用を見込む場合には、施設の改修が必要になると見込まれること、また、それ以外の施設についても、劣化等が見られれば、今後の使用年数に応じた改修が必要になると見込まれます。

このような課題を踏まえたうえで、今後15年間程度の考えられる学校配置ですが、大きくはスライドに記載の①から④までの4パターンがあると考えられます。まず、スライドに記載の①から④を、大きく分けると、2つのグループに分かれると考えられます。

ひとつは、小中学校統合案（11）の学校配置になるまで、現状の3小1中の状態を維持するパターンで、もうひとつは、小中学校統合案（11）の学校配置になる前に、学校統合等により現状の学校配置を一時的に変えるパターンです。

現状維持のパターンですが、これは、①と②の2つのパターンが考えられます。まず、①は小中学校統合案（11）の3小1中統合を、統

合校が適正規模になる段階で実施する場合で、それまでの間は、現状の学校配置を維持するパターンです。ただし、この場合、統合前の段階では、1学年1学級となる学年が複数あり、いずれかの小学校は小規模になっている可能性が高いと考えられます。したがって、このパターンでは、一時的に小規模状態を許容することになり、小規模のデメリットの解消に向けて何らかの教育的な対応が必要になると考えられます。また、星田小学校については、何らかの改修が必要になると考えられます

続いて、②は小中学校統合案（11）の3小1中統合を、統合校が適正規模になる前に実施するパターンです。こちらは統合時点では、一時的に適正規模を上回る規模になると見込まれますが、かわりに、①のように、統合前にいずれかの学校が小規模状態になっている期間が短くなるというメリットがあります。一方、小中学校統合案（11）の学校配置になる前に、学校統合等により現状の学校配置を一時的に変えるパターンとしては、③と④の2パターンが考えられます。

③は、学校統合案（21）や（23）のような、2小学校を統合する配置案で、このような配置案では、今までもご説明してきましたとおり、統合する2校は適正規模になると見込まれます。しかし、統合しない残りの1校については、小中学校統合案（11）の統合の前に、小規模化する可能性があるため、小規模化した場合には、校区変更等により適正な学校規模を確保するか、又は一時的に小規模のデメリットの解消に向けた教育的な対応をとることが考えられます。

最後に、④ですが、こちらは学校統合案（29）（30）（31）のように、いずれかひとつの小学校区を2つに分けて、3小を2小にする配置案です。この配置案では、学校区の線引きをどこに引くかにもよりますが、第三中学校区内の2小学校とも適正な学校規模で推移する見込みとなります。しかしながら、大規模な校区変更を伴う配置案となっているため、地域コミュニティに大きな影響を与えるおそれがあることがデメリットと考えられます。第三中学校区の学校適正配置についての説明は以上です。

会長

ありがとうございました。第三中学校区の方がわかりやすいと思っていたんですけども、こちらの方が難しそうなのかと思います。

今までお話してきた中で、何度か確認していますが、最終形は小中学校統合案（11）だということよろしいでしょうか。その時には溜池も活用することが可能だろうという話がありました。

溜池の活用について、事務局から現時点での説明をいただけるでしょうか。

事務局

星田の大池の埋立地を学校用地として活用することについては、現在の第三中学校の敷地面積は、現在進めております第一中学校区の施設一体型の敷地の面積よりも小さいことを考えると有効な手段であるとは考えます。また、以前市岡委員も言われていたように防災上の観点からも、大池を埋め立てる方がいいのではないかと、というご意見もあるので、池を埋め立てること自体は有効な手段かな、と思っております。

ただ、第一中学校区の場合は、交野小学校に隣接して給食センターがありましたので、そこを活用するという点で進めたんですけども、あくまでも給食センターは市の所有であったことから、スムーズに整備敷地とすることができましたが、ため池については、財産区の所有であり、市有地でないことから、調整は必要かと思えます。また、埋め立てる方法についても、誰が埋め立てるのか、市が埋め立てるのか財産区が埋め立てるのか調整が必要かな、というようなことは考えているところです。

そういったことで、今の第一中学校区に比べると、かなり調整していかないといけないかな、と思えます。また、埋立地を活用する場合は市が用地を取得することとなることから、教育委員会だけでは判断が難しく、財政的な判断も必要になって来るかな、と考えています。

第三中学校敷地に小中一貫校とする小中学校統合案(11)の配置で進めていく中で、隣接地の活用ということのご意見をいただくことになれば、関係団体や庁内の関係部署ともしっかりと調整をしながら、活用できるように進めていきたいというふうには考えます。

会長

調整を進めていくことは可能だろう、ということですね。

委員

先日星田北地域の開発事業者と話をして、開発事業者は当然近くにある星田小学校区にいるものだと考えて家を売るということで、それが藤が尾小学校区になった条件として、星田7丁目の旧街区の方が藤が尾小学校に通わないのはどう考えても府道を渡るので危ない、同じように府道を渡ってみんなが藤が尾小学校へ通うなら、まず道路を整備しないとイケない、これは絶対的に家を売するための条件だと。ということは、極端に言うと府道の歩道を拡張してもらわないとイケない。それか、JRの軌道敷だったら高架になってる横に道があるので、そこを専用の通学路にでもしてくれるなら考えようか、というような話をされてきているので。また事業者と話をして、将来のコミュニティを考えると、地域を二分して片方は星田小学校、片方は藤が尾小学校、というようになるより、全体を将来的に第四中学校区にするようなコミュニティを考えています、というように言っていますけれども。ま

ずそれが具体的に要望として星田小学校だと思っていたけれども、藤が尾小学校に通うことになるなら、道路を整備してください、ということがひとつ条件であることと、星田小学校は敷地が狭いのと老朽化しているから廃止してしまう、というのが学校統合案（21）（23）もそうなるんですけども、そのへんには星田出身の方がまとまっているから、星田小学校をなくすなんて、どうなのか、というような話になるので。それだったら、星田小学校のところが空いたときに建替えて今の星田北地域も全部入れたらいいんだ、というような話も言っておられるので。具体的にどこかから方向性を聞かれたのかもしれませんが、星田小学校を廃止しないでほしい、ということと、藤が尾小学校に通うなら通学路をしっかりと整備してほしいという、そういう2つの宿題をいただいています。

500人くらいの子どもが新しく通い出したら、やっぱりあのままでは少し狭いですよね。そういうような要望が出てきたということもありますし、即答はできませんしね、地元からそういう意見があります、ということを審議会に言っておきます、とっていたので。そういう具体的な課題もありますので。一度に児童生徒が府道の横を歩くというのは危ないというふうに言っておられるんです。

会長 学校教育審議会としては、旧街区については星田小学校区だけでも、その他のところについては藤が尾小学校区という。

委員 それは十分に説明してあるんです。

会長 今そういうお話もあったんですけども、小中学校統合案（11）であれば星田小学校もそこに行くというのは問題ないということでしょうか。

委員 小中学校統合案（11）になるまでに星田小学校を統合してなくなってしまうより、今の第三中学校の横に新しく学校を整備して、でき上がった時点でそこへ同時に移ってもらったらどうかな、というのもあるんじゃないかと思うので。

会長 ということは、どちらかという、この①で、小中学校統合案（11）に至るまでに経過をどうするということはせずに、いきなり小中学校統合案（11）へいこうというような。間にワンクッション置くことは、それが星田小学校があちらこちらへ行ったり、分かれたりというようなことになるので。

委員 第三中学校の横の敷地に新しい小中一貫校を建てることにしたときに、最後は第三中学校の敷地も含めたらいいんだけども、今の3分の2を埋め立てることで。

事務局 3分の2だけでは難しいかと思います。3分の2と既存部分を合わせてだと十分可能で、かなり広くはなるかと。

会長 小中学校統合案(11)は最終形の理想ですよ。これにいくのにも15年くらいかかりそうだということですが、15年というと、学校をつくるのにはそんなに長い期間ではないんですけども。これにいく前のかたちを審議しましょう、ということで今残っている案があるんですよ。ただ、委員がおっしゃるように、例えば学校統合案(29)なんかは星田小学校を2つにわけてしまっている案ですよ。学校統合案(31)でしたら旭小学校ですけども、こういう案を間に挟むという案があるんですけども、これはいかがでしょうか。

委員 これは前回も話したと思うんですけども、現実的に1年生から順番に他の学校に行くとなると、最終的に6年生だけが残る学校になるんですよ。もし入学の時点から振り分けていったら、最終的には6年生だけの学校になってしまうので、それもどうなのかな、と思うのと、いきなり今日から分かれましょう、という方向を取るとしても、1年生はいいとしても、6年生は今まで一緒にすごしていた子が次の年から他の学校に分かれて、ということになるのもかわいそうかな、と思うので。現実的に学校自体が壊れてしまうなどになってしまうと、そうなるしかないと思うんですけども。耐震などが危険でそこで教育できないような学校だったらそれは仕方がないと思うんですけども、それだったら安全を確保したうえで3校を残してあげた方がいいのかな、と。

会長 これは現実的ではないという。しかも、15年後か20年後かは分かりませんが、ゆくゆく小中学校統合案(11)になるのに、その前にむりやり子どもたちのつながりを壊すような、地域を分けるようなことになりかねないですよ、というご意見かと思います。

ただ、これは課題である小規模化は回避できる、ということなんですよ。ただ、それだけのためにするのは難しいですよ、という。

最終形態が小中学校統合案(11)であれば、これはやめた方がいいのでは、ということで削除しましょうか。

委員 今の段階で星田小学校が旭小学校へ行ったり妙見坂小学校へ行く案

がよいものとするのであれば、星田小学校が本当に老朽化でだめなら今すぐにでもやめないと、危ないところへ子どもを通わせているのか、という、逆になるんですね。それと、感情的になるんです。星田小学校がなくなる、ということに対して。交番を移すだけでも、交番は星田の交番だ、と言われるくらいなので。小中一貫校も星田小中一貫校という名前にしてほしい、駅も星田だし、星田会館もあるし、そういうことではないんですけれども、感情としてはそういうことです。

もともと今回の星田北地域の開発なんかは、星田の地主さんなんかが多いので、自分たちが星田を開発して事業を進めたら星田小学校がなくなってしまう、ということがあってはいけないと言っておられるんです。

会長 学校統合案（29）（30）（31）は削除しましょうか。現実的ではないですね。事務局には現実的ではないものも含めて全て出させていただいて、我々も全て検討したというかたちで。

委員 確かに老朽化しているし手狭なんですけれども。だから他の学校に行く、ということはありませんので。学校統合案（21）（23）の方が。

会長 学校統合案（21）（23）をよく考えると、旭小学校や妙見坂小学校の小規模化は解消できないので、実は解決になっていないのではなかったでしょうか。学校統合はしても、結局残った1校は小規模化するので、これは統合する意味があるのか、という案なんですよね。そうすると、残るのは小中学校統合案（10）で、さっきの第四中学校区の検討で削除したような案ですね。旭小学校だけ残って星田小学校、妙見坂小学校、第三中学校を統合した学校ということで、小中学校統合案（10）は課題があるとかかわいそうだという。3校を維持して小中学校統合案（11）に、ということでしょうか。

委員 令和7年に第一中学校区の施設一体型小中一貫校が完成しますよね。その様子を見て5年後ぐらいからこの話がスタートしていくようなイメージでしょうか。15年ぐらい先の話ですので、最終的にこういう方向性だということにすれば、わかりやすいんですけれども。

副会長 小中学校統合案（11）で全部新しい小中一貫校に集合しようという話ですから、星田小学校はなくなりますけれども。

委員 ですからその時に、校名に星田小中一貫校ということで星田をつけ

てほしいということです。今の〇〇学園のような。

副会長 他的小学校は残るのになぜ星田小学校だけなくなるのか、という。星田小学校をわけるのはそれはだめだという。

委員 星田小学校も老朽化しているし、というのは考えるとわかるんですけども、ご年輩の方にはなかなか理解していただけないことも。

会長 学校名はその時に考えましょう。決してそういうことではなくて、子どもの様子を見た時に、どれも不備があったり課題があったりするということで、これが一番いろんな意味でも課題が少ないというか。ただ、すぐやると大規模化して逆に弊害があるので、一定の年数後ということになります。そうすると、無理して②～④のようなことはしない方がいいという。最終的には子どもにとっても地域にとってもよくないということです。要するに、現状を維持しつつ、小中学校統合案（11）が可能になった段階で、ここへ移行するという。場合によれば、児童生徒数の状況では早くできそうであれば、適正規模になる時期に移行しよう、というかたちが第三中学校区は理想でしょうか。

委員 今の話を聞いているとそんな感じだろうと思うんですけども、逆に確認しておかなければいけないのは、そうなると、星田小学校の老朽化の問題で、例えば 15 年間星田小学校はどういうふうに対応していく方法があるのか、具体的にはいろいろあるんでしょうけれども、そこへ行ったはいいけれども、危険な状況で 15 年間過ごさせるわけにはいかないのか、じゃあどうするのか、というのは一応お聞きして確認しておかなければいけないかな、と思うんです

会長 継続して維持していく場合にはどのように。

事務局 一度調査をかけてどこからどうするかということには。先ほど大規模改修や中規模改修などもありましたけれども、一部改修で対応できるのであれば 10 年、15 年もたせる方法を考えていかないといけないと思っています。

会長 維持することになった場合には、工事してもらって、安全な状態を保っていただかないといけない。

委員 15 年待たなくても池を埋め立ててもいいんです。

会長 そういうのは②の小規模化を注視しつつ、早めに統合する、という方ですね。

委員 星田小学校の老朽化が危険だということであれば。

委員 今の改修の話ですけれども、改修ありきで考えたときに大規模改修となったら、そこに通っている児童はどうなるんでしょうか。

事務局 改修の方法にもよるんですけれども、長寿命化というと基本的には躯体だけ残して全てリフレッシュするようなもので、大規模改修は例えば壁面を補強するなどのかたちで、一部改修に近いものがあります。

委員 今柱が入っているようなものでしょうか。

事務局 あれは耐震改修で崩れるのを防いでいます。劣化している部分を補修していくようなかたちになります。

委員 別のプレハブに入ったりとかいうことは。

事務局 必要になる可能性もありますし、それがどこまで必要かは。

委員 どこまでやるかということですね。狭いと言われているグラウンドに結局またプレハブをつくって、ということになると本当にグラウンドが使えなくなるのかな、とか。

事務局 長寿命化ということになると、そういうかたちで移りながらというようなかたちでの。第一中学校区でも案として考えていた、居ながら改修というかたちにはなりません。ただ、どの規模まで改修するのか、ということについては、例えば1教室ずつ順番に手を入れていくというようなことで賄えるのであれば、中で動きながら、ということも考えられると思います。

会長 そのへんは設計とかの専門家が診断とかいろいろ進めるということになると思います。

委員 先ほど第四中学校区の話でもあったんですけれども、宅地開発に関しては第三中学校区はそれほど望めないんでしょうか。以前に山の上の方の話があったと思いますけれども、あれがあるのか、望めないのか。住んでいるので分かりますけれども、そんなにも大規模な宅地開

発はないのかな、と思っているんですけども、そういうところの増減はどうでしょうか。

委員 池を埋め立てたら宅地は一応使えるようにはなるんです。今は危険だからということで造成はしたけれども使えないとか。一部住宅として埋めているという。

委員 そんなにたくさんはないんでしょうか。

委員 50～100軒くらいでしょうか。

委員 南星台でだいたい80軒近くです

事務局 今星田区域の開発の話がありましたけれども、他の池も、という話もありますので、見込まれる子どもたちもいるのかな、と思います。
村の中なんかは1軒建替えたら2軒建つとかいうかたちで、来年度の星田小学校の児童数も、例年よりは新一年生が多いという状況です。一概に今のままというより、ゆるやかになる可能性もないことはないのかな、というところがあるんですけども、それだけは推計がしづらいところがありますので。計画は全くゼロということではないというふうには思います。

会長 推計は第四中学校区の方はまだふくらむかもしれないという話がありましたけれども、第三中学校区もないことはないけれども第四中学校区ほどではないということですね。

委員 今の計画が3年で完成するというようなかたちで進んでいるので、3年後ぐらいには、宅地まで売れるかどうかは別として、きれいに造成すれば事業者が入れるようなことなので、案外先の長い話ではないんです。

会長 すぐ見えてくるということですね。

委員 実際に今測量などもやって事業に入っているので。3年後ぐらいをめどには完成するのかな、という。

会長 今日は決めなくてもいいということですけども、中間案は難しいな、と思っていたんですけども、どれもあまりよくない中間案で、最終的に小中学校統合案(11)に収束しないといけないので、今はそ

こへいくまでの手立てというか、現状を維持することで子どもの安全も守っていけるし、というようなお話でしたので、だいたい方向性が出たのかな、というイメージなんですけれども。他にご意見がありましたら。

委員 例えば、①適正規模になる時期に統合、でいくときに、星田小学校の施設がそれまで維持できるかどうかということが課題になってくると思っているんですけれども、そういうことでしょうか。そうしたら、第三中学校区で小中一貫校をつくるとなった場合も、一気ににはできないですよ。建替えて第三中学校の生徒がその間どこに通うかということになると、溜池の土地を使わないとできないですよ。今の第三中学校の子どもたちをどこかに置いておいて建替えるわけになるので。

会長 たぶん、それは持っていく方でいろいろ。そのままの校舎にいなから溜池のところに建てるとか。

委員 第三中学校の横に新しい学校を建てるというかたちで、今の概要資料の第三中学校の横に新しい小中一貫校を建てるということでやっていただいて、あとは現状のかたちで続けていくというのが一番です。

副会長 生徒は動かさないということです。

委員 池の上に新しい校舎を建てるのであれば、早くやってもらって星田小学校を先に移転させて、そこで 20 年後くらいに第三中学校区の学校すべてを統合するという案がいいのかな、と思ったんです。

会長 統合する時に、すべて一緒に移れるかというのはいろいろな条件が整ってから必要になるのかと思いますけれども。今、溜池の調整が必要だということなので、ここでその全てを審議できないとは思っているので。

今、進め方としては、あそこへできたら早く持っていけたらいいな、みたいなお話で、残るんだったらちゃんと安全確保してほしい、ということを書き込んでいただくことが重要なのかな、というふうに思いますけれども、大丈夫でしょうか。

決まってしまうような雰囲気になってしまいましたけれども、ここまでにして、だいたいの方向性が今日のお話でできたと思っています。第三・第四中学校区の方向性というのは、一定こういうかたちで、ということ以上とさせていただきます。

事務局から地域懇談会に関することで一点ご報告があるとのことで

すので、報告を受けたいと思います。

事務局

学校適正配置に関する地域懇談会について、ご報告させていただきたいことがございます。

地域懇談会につきましては、事務局では、これまで第三中学校区、第四中学校区それぞれの学校適正配置についての開催を考えておりました。

しかしながら、第四中学校区につきましては、前回もご説明いたしましたとおり、都市計画提案に関する事前協議もあり、今後の住宅開発の動向によっては、現状の学校配置を維持していくことが望ましいということになる可能性も考えられます。

このように、第四中学校区の学校適正配置の方向性については、今後の住宅開発の動向が大きく影響すると考えられることから、学校教育審議会では、引き続き、第四中学校区の将来に向けた望ましい学校適正配置についてご審議いただきたいと考えておりますが、第四中学校区の学校適正配置に関する地域との懇談会については、現時点では行わず、今後の児童生徒数を注視しながら、必要と考えられるタイミングで実施することとし、今回は第三中学校区の学校適正配置に係る地域懇談会のみで開催としたいと考えております。

懇談会についての報告は以上です。

会長

ありがとうございましたそれでは、案件（１）については以上とさせていただきます。

案件（２）はその他、となっておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、第 14 回学校教育審議会を終了いたします。